

## 議案第56号

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「月額 542,000円」を「月額 560,000円」に、「月額 482,000円」を「月額 498,000円」に、「月額 439,000円」を「月額 453,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### （提案理由）

市議会議員の議員報酬の額について、逗子市特別職職員報酬等審議会からの答申等を踏まえ、改正の要あるため提案する。